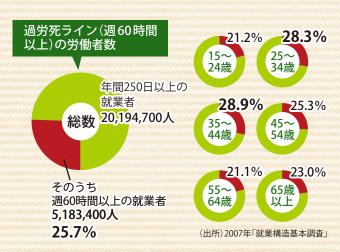
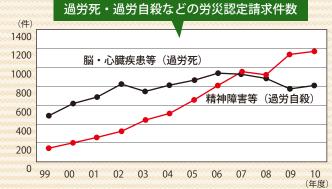
過労死の発生件数と「過労死予備軍」

厚生労働省は、過労死・過労自殺の認定基準(通達) を作って、一定の要件を満たした過労死・過労自殺を 「労働災害」と認定しています。2010年に労災認定され たのは過労・ストレスによる脳・心臓疾患285件(うち死 亡は113件)、過労による精神疾患308件(うち自殺は 65件) となっています。

もっとも、労災請求がなされる事案は氷山の一角で、重 い後遺障害が残った場合や自殺未遂も含めると、過労死・ 過労自殺の犠牲者は数万人に達していると考えられます。 また、過労死の認定基準とされている「週40時間を超え る時間外労働が1か月100時間、又は2か月以上平均して 80時間 を超えて働いている人々(週にすると60時間以 上働いている人)は、数百万人いるといわれています。





(出所)厚生労働省「脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災補償状況」 (注)脳・心臓疾患、精神障害とも業務により発症したとして労災認定請求された 件数。自殺は未遂を含む

あなたに お願いしたい 7つのこと

CAROLINA DI AUGUNIANI DI CARINI DI C

私たちは、過労死防止基本法制定を実現するため、「100 万人署名」を集める取り組みを行っています。

あなたに以下の取り組みの1つでも、そして1つでも多く のことをしていただけますよう、心からお願いします。

- ① まず、あなた自身が署名をしてください
- ② 家族、友人、知人に署名を呼びかけてください
- ③ 家族、友人、知人にも署名用紙を渡して、署名を集めて くれるよう訴えてください
- ④ あなたのブログ、ツイッター、フェイスブック、ホーム ページなどでこの署名のことや取組みのことを知らせ、 協力を呼びかけて下さい

OP!!過労死のとりぐみ

- ⑤ 過労死、過労自殺に関する学習会や集会を開催してくだ さい (要請があれば、講師を派遣します)
- ⑥ 以上のことを自主的・継続的に行っていただける方は、 「サポーター登録」をして下さい
- ① 私たちが「賛同者」になって下さるよう要請した方は、 ご承諾をお願いいたします
- ※ 署名用紙は、ホームページからダウンロードできます。また、上記 の詳細はホームページをご覧下さい。 カンパをくださる場合は下記口座にお願いします。

郵便局 00110-8-330388 三菱東京UFJ銀行新富町支店 普通 口座番号0049058 口座名義「過労死等防止基本法」準備会

◆呼びかけ団体

全国過労死を考える家族の会

◆賛同者(一部、敬称略)

上野千鶴子(社会学研究者)

島田 晴雄(労働経済研究者)

広井 良典(社会保障研究者)

崇 (産婦人科医)

正彰 (精神科医)

小野田正利 (教育研究者)

修 (水谷青少年問題研究所代表)

大谷 昭宏 (ジャーナリスト)

慧 (ジャーナリスト)

未果 (ジャーナリスト)

鳥越俊太郎 (ジャーナリスト)

過労死弁護団全国連絡会議

山田 洋次 (映画監督) 小山内美江子 (脚本家) ジェームス三木 (脚本家) 早乙女勝元 (作家) 篠田 節子(作家)

辻井 喬 (作家)

齋藤友紀雄 (日本いのちの電話連盟理事) 清水 康之 (ライフリンク代表)

湯浅 誠 (反貧困ネットワーク事務局長)

宇都宮健児 (弁護士)



いのちより 家族より 大切な仕事って なんですか?

ぼくの夢

大きくなったら ぼくは博士になりたい そしてドラえもんに出てくるような タイムマシーンをつくる ぼくはタイムマシーンにのって お父さんの死んでしまう まえの日に行く そして「仕事に行ったらあかん」ていうんや

父親を過労自殺で亡くした マーくん (当時小学校1年生)の詩

あなたとあなたの 大切な人を守るために

過労死防止基本法制定 を求める100万人署名に ご協力ください

ストップ! 過労死 過労死防止基本法制定実行委員会

(東京事務局) 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-3-1

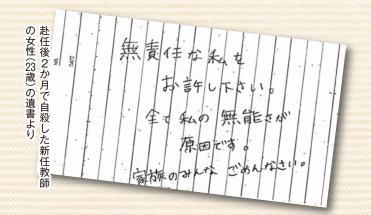
岩波書店アネックス7階 東京駿河台法律事務所内

Tel 03-3234-9143 Fax 03-3234-9134

(関西事務局) 〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町 1-2-7 あべのメディックス2階202 あべの総合法律事務所内

Tel 06-6636-9361 Fax 06-6636-9364 ホームページ http://www.stopkaroshi.net/

※上のシンボルマークは、過労死遺族の涙のしずくが寄り添い合い、 過労死をなくす虹に変わっていく様子を表しています。

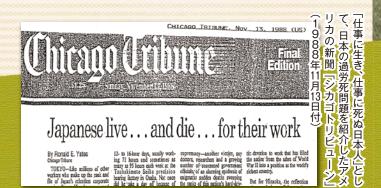


過労死って何ですか?

過労死とは、「働き過ぎが原因となって引き起こされる死」 です。長時間労働による疲労や精神的負荷が過度に蓄積す ると心身の健康を損ない、ついには死に至るとされています (2000年3月24日電通事件最高裁判決)。脳内出血や心筋 梗塞など身体が破綻するのが過労死、うつ病の発症など 精神が破綻するのが過労自殺(過労自死)であるといえます。

過労死・過労自殺は、無理をしてまじめに働いている人を 突如襲い、大切な人を突然奪っていきます。家族の心配は、 突然現実のものとなるのです。

過労死は1980年代後半に社会問題となり、国際的にも [karoshil (death from overwork) として紹介されて 既に20年以上になりますが、過労死・過労自殺は年齢、性 別、職種を超えて広がり続けています。1998年から13年 連続で毎年3万人を超えている自殺者の中には、相当数の過 労自殺が含まれていると考えられます。



過労死防止基本法を 制定して





「1日8時間労働、週40時間労働」は今や世界の 標準となっており、わが国でも労働基準法で定めら れていますが、十分に機能していません。

労働者は、いくら労働条件が厳しくても、会社に その改善を申し出るのは容易でありません。

また、個別の企業が、労働条件を改善したいと 思っても、厳しい企業間競争とグローバル経済の 中、自社だけを改善するのは難しい面があります。

そこで、「過労死防止基本法」を定め、国が総合 的な対策を行っていく必要があるのです。

私たちの求める 過労死防止基本法

- 1 過労死はあってはならないことを、 国が宣言すること
- 2. 過労死をなくすための、国・自治体・ 事業主の責務を明確にすること
- 3 国は、過労死に関する調査・研究を 行うとともに、総合的な対策を行う こと

夫の無念の気持ちを

夫は、本当に一生懸命努力して、周りの期待に応えようと頑張って いました。倒れる前年に同期のSさんが退職されてからは、心身共 に負担が一気に増加して、ついにその重みに耐えきれず、力尽きた と思います。2人の子供の成長を見ることもなく、楽しみにしていた 家の完成さえ見られないまま、夫は35年という短い生涯を閉じま した。夫の無念の気持ちを思うとき、せめて夫の仕事を正当に評価 していただきたいと願うばかりです。 新聞社の営業部員で過労死したTさんの妻の陳述より

